



命が大事
自転車にはルールがある

守るべき

自転車の交通ルール



守るべき自転車の通行ルール

鉄則！

自転車は車道を通行すること

自転車は「車両の仲間」です。

歩道・車道の区別が

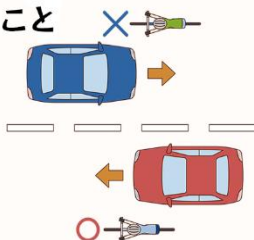
あるところでは、車道を
通行しましょう。



鉄則！

車道は左側を通行すること

車道を通行する際は、
車道の 左側端を通行し、
路側帯がある場合は、
左側の路側帯を通行する
ことができます。

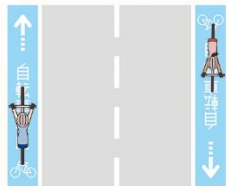


鉄則！

自転車専用通行帯がある場合は

通行帯を通行すること

車道に「普通自転車専用通行帯」
が設けられているときは、
その通行帯を通行しなければ
なりません。



自
転
車
は
車
道
を
通
行
！

歩道は歩行者が通る場所であり、原則として自転車は
通行できません。

ただし…例外で歩道を通っていい場合があります。

例外1 普通自転車歩道通行可を示す標識・道路標示がある場合



例外2 13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合

例外3 道路工事などで車道通行が危険な場合など

やむを得ず歩道を通行する時はでも…

歩行者優先！！

鉄則！

歩道通行が認められる
場合でも、車道寄りを
徐行すること

歩道を通行する場合は、
歩道の中央から車道寄りを、
すぐに止まれる速度で
通行しましょう

※歩行者の妨害になる場合は、一時停止しなければなりません！

歩行者が多い場合は、自転車から降りて押して歩きましょう！



交差点の通行ルール

鉄則！

止まれの標識があるときは、
必ず一時停止すること

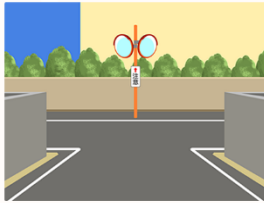
止まれの標識がある交差点では
自転車も必ず一時停止します。
白色の停止線の直前で、停止線が
ない場合は、交差点の直前で
しっかり足を着き、左右を
確認します。



鉄則！

見通しの悪い交差点は、
必ず一時停止すること

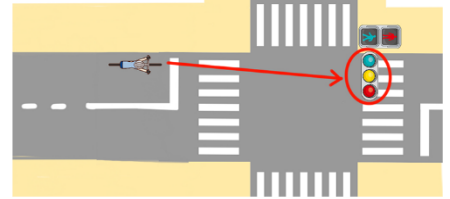
交差点は、自転車事故が発生する
危険性が特に高い場所です。
見通しの悪い交差点では、
必ず一時停止し、左右の安全を
確認します。



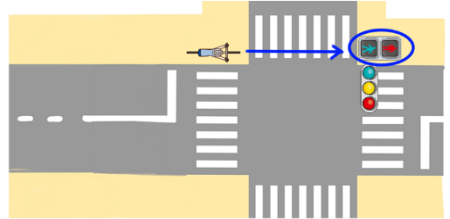
従うべき信号機



車道通行時は、車両用信号機に従う



歩道通行時は、歩行者用信号機に従う



「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、
必ずその信号機に従う

歩道、車道のいずれを通行している場合でも
「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、
その信号機に従って進行しなければなりません。

交通事故に直結する自転車の危ない運転は…

飲酒運転



並進



二人乗り



ながら運転

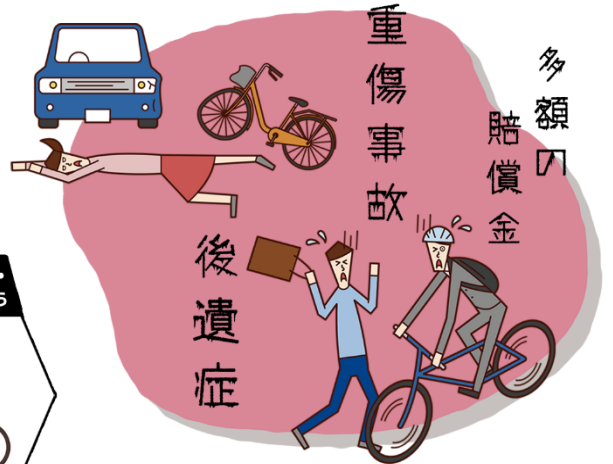
ながらスマホ



傘をさしながら



音楽を聴きながら



悲惨な結果を招き、後悔しても取り返しはつきません。



自転車の交通事故の約5割が頭部に致命傷を負っています。

自転車に乗るときは、大切な命を守るヘルメットを着用しましょう。

福岡県警察では

ホームページにおいて、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」や
自転車ヘルメットの着用推進に積極的に取り組む「自転車ヘルメット
着用推進宣言事業所」などの情報を発信しています。

その他、様々な交通安全に関する情報も発信しています。

詳しくは、URL・二次元コードからご確認ください！

自転車の学校

自転車ヘルメット着用推進宣言事業所



URL

<https://www.police.pref.fukuoka.jp/koutsu-anzen/04.html>

